

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

<p>【専用コールセンター】 TEL: 045-620-8187 令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで</p>	
--	---

(2) マイナ保険証の概要

- ア マイナ保険証とは
- イ マイナ保険証の利用登録方法
- ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使えなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は
こちらで
ご確認ください。
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。
また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪



医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認(顔認証等)



利用
同意取得(お薬情報など)

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和 7 年 4 月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

3 今後の予定

- ・令和 6 年 10 月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS 等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和 7 年 4 月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から 3 月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の 3 月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて
(資源循環局街の美化推進課)

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）
早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

1 趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）は、令和 6 年 6 月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11 月 5 日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和 6 年 5 月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。



3 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る 市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、
電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」への御協力の御礼について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では平成 23 年 1 月に「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和 7 年度までに 10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和 5 年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様のご協力により、基準年度対比 12.2%の削減となり、目標を 2 年前倒しで達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ 5.3 計画（令和 6 年 1 月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10 月から先行の 9 区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年 4 月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

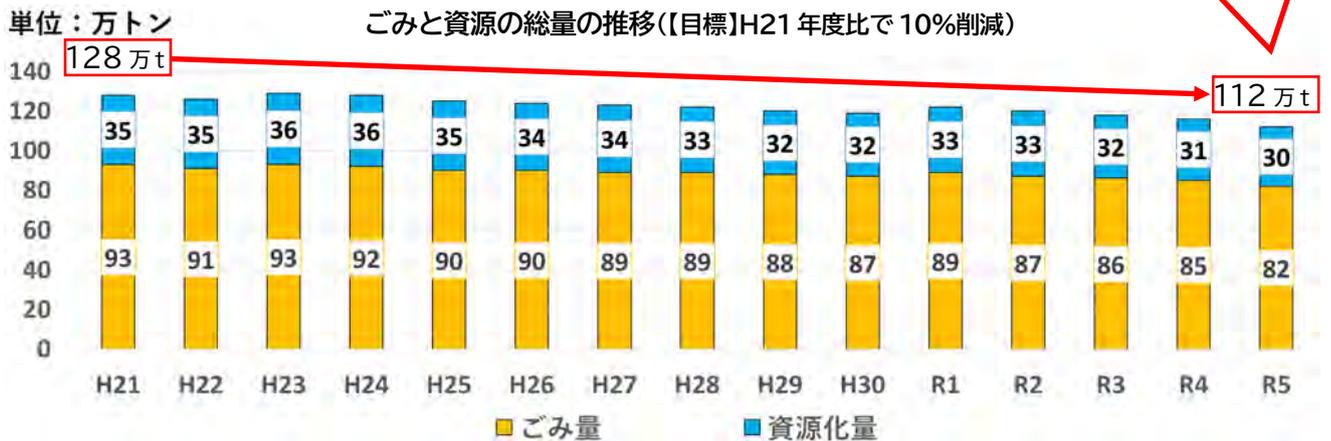
2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

R5 年度 12.2%削減
 (平成 21 年度対比)

3 令和 5 年度「ごみと資源の総量」の確定値について



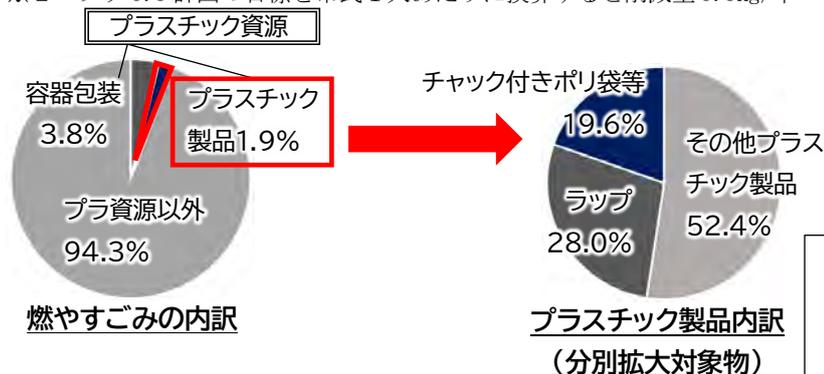
4 プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（9区、10月4週間累積値（※1））

開始から 1 か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和 4 年 10 月 (プラ 5.3 計画基準年度)	令和 6 年 10 月	削減量	市民 1 人あたりの 年間削減量※2
燃やすごみに含まれる プラスチック資源の量	1,886 t / 4 週	1,295 t / 4 週	591t / 4 週	

※1 同じ曜日回りで比較するため、10月1日～28日までの4週間の累積値としています。

※2 プラ 5.3 計画の目標を市民 1 人あたりに換算すると削減量 5.3kg / 年



資源循環局政策調整課
 担当 今井、木村、川邊
 電話 045-671-2503 / FAX 045-550-4239
 メール sj-seisaku@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年度改選 委嘱委員の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

現在、各地域で御活躍いただいておりますスポーツ推進委員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進員、消費生活推進員の方々の任期が、令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となります。皆様に心より感謝を申し上げますとともに、新たに各委員を委嘱するため、候補者を推薦していただきますよう、自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連長宛て資料を送付します。

連合町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】自治会町内会長宛て資料を送付します。

自治会町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- (1) 各委員候補者の推薦
- (2) 推薦名簿の提出

4 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 21 日（金）
- (2) 提出先 各区連会資料をご確認ください。

5 任期・職務・推薦人数・基準等

別紙資料 1 「令和 7 年度改選 委嘱委員一覧」のとおり。委員ごとにご確認ください。

6 問い合わせ先

各区委員所管課にお問い合わせください。

委員	所管課
スポーツ推進委員	各区地域振興課
環境事業推進委員	資源循環局 各事務所
保健活動推進員	各区福祉保健課
明るい選挙推進員	各区総務課
消費生活推進員	各区地域振興課

裏面あり

7 添付資料

資料1 令和7度改選 委嘱委員一覧

資料2 委嘱委員推薦書

資料3 各委員 説明資料

- ・スポーツ推進委員 説明資料
- ・環境事業推進委員 説明資料
- ・保健活動推進員 説明資料
- ・明るい選挙推進員 説明資料
- ・消費生活推進員 説明資料

【各委嘱委員制度担当】

① スポーツ推進委員

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 十亀、細木

電話：045-671-3287

メール：nw-suposui@city.yokohama.lg.jp

② 環境事業推進委員

資源循環局街の美化推進課 鈴木、石田

電話：045-671-3817

メール：sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

③ 保健活動推進員

健康福祉局健康推進課 秋田、西

電話：045-671-2454

メール：kf-kenkouyokohama@city.yokohama.lg.jp

④ 明るい選挙推進員

選挙管理委員会事務局調査課 田村、竹内

電話：045-671-3337

メール：sk-chosa@city.yokohama.lg.jp

⑤ 消費生活推進員

経済局消費経済課 新田、長岡

電話：045-671-2584

メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和7年度改選 委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員	環境事業推進委員
所管課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	資源循環局街の美化推進課
任期	2年	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。	(1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン (2) 地域イベント等での3R行動の啓発 (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発 (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）	原則自治会町内会で1名 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）
推薦基準	(1) 18歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、新任の場合は原則65歳未満の方、再任の場合は原則70歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方 ※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方
年齢要件（上限）	新任者は原則65歳未満、再任者は原則70歳未満	なし

委嘱委員名	保健活動推進員	明るい選挙推進員
所管課	健康福祉局健康推進課	選挙管理委員会事務局調査課
任期	2年	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	特色に応じた健康づくりの推進 (1) 健康づくり活動の企画・実践 (2) 区役所等の健康づくり事業への協力 (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開	(1) 平常時及び各種選挙時における選挙啓発活動 (2) 選挙啓発に関する各種事業への参加 (3) 選挙事務への従事及び地域における投票制度の広報の実施
推薦人数	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（区によって基準が若干異なります）	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（区によって基準が若干異なります）
推薦基準	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。 (2) 任期の2年間を通して活動ができる方。 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。 (5) 委嘱日（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方。	(1) 明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方。 (2) 上記の活動等に積極的に参加できる方。
年齢要件（上限）	原則78歳未満	なし

委嘱委員名	消費生活推進員（実施区）
所管課	経済局消費経済課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	<p>1. 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発</p> <p>(1) 消費者被害未然防止・拡大防止等、消費生活に関する啓発講座等の開催</p> <p>(2) 地域の見守り活動への参加</p> <p>(3) 環境に配慮した購買行動の促進</p> <p>(4) 情報紙の発行・回覧、パネル展示等の広報活動</p> <p>2. 消費者と事業者の交流促進</p> <p>商店街・メーカー等との意見交換・懇談会</p>
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会等からの推薦）
推薦基準	令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
年齢要件（上限）	なし

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数(再任者のみ)	令和7年4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒 区	(自宅)	
	(携帯)	
メールアドレス※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者(推薦を受ける者)の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：

受付者： _____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

保健活動推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	令和7年4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
メールアドレス※		

※欄は任意です

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

明るい選挙推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)			
氏名			
	住所	電話番号	
〒		(自宅)	
		(携帯)	
メールアドレス※			

※欄は任意です

※2名以上推薦いただける場合、別紙で名簿を添付いただくことも可能です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

消費生活推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	令和7年4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
メールアドレス※		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

各委員 説明資料

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 概要

任期	2 年									
委嘱期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日									
主な職務	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。									
推薦人数	<p>地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）</p> <p>自治会町内会の負担軽減の一環として、主に以下のように改正しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">推薦者</td> <td style="text-align: center;">自治会町内会長</td> <td>自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">推薦人数</td> <td style="text-align: center;">原則として自治会町内会あたり 1 人</td> <td>地域の実情に応じた人数を選出する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、<u>紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」</u>（別紙 1）、また、スポーツ推進委員の説明に使用できるよう<u>チラシ</u>（別紙 2）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。</p>		改正前	改正後	推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。	推薦人数	原則として自治会町内会あたり 1 人	地域の実情に応じた人数を選出する。
	改正前	改正後								
推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。								
推薦人数	原則として自治会町内会あたり 1 人	地域の実情に応じた人数を選出する。								
推薦基準	(1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方									
年齢要件（上限）	新任者は原則 65 歳未満、再任者は原則 70 歳未満									

3 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

4 提出書類

スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

5 推薦報告書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年2月21日（金）

(2) 提出先 各区地域振興課

6 その他

これまで、委嘱委員として35年を超えて活動されている方々に対して、表彰する機会はありませんでしたが、今年度から、勤続35年・40年の皆様に、関内ホールにて開催する「横浜市スポーツ推進委員大会」において、横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長より、感謝状を贈呈します。

7 配布資料

別紙1 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

別紙2 横浜市スポーツ推進委員チラシ

別紙3 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

担当：十亀、^{そがめ}ほそぎ、細木

電話：671-3287

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）
日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。
今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約2,500人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことができます！

地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



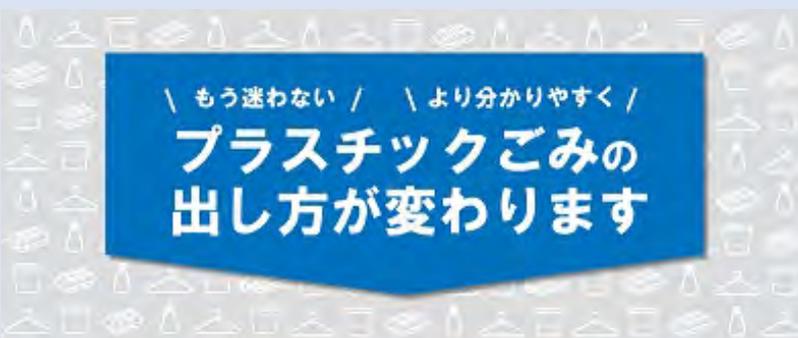
地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員 は グリーン リーダー 「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年間)

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO₂ (二酸化炭素) などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる (GO GREEN)」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

活動の手引き



○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

研修会



○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索



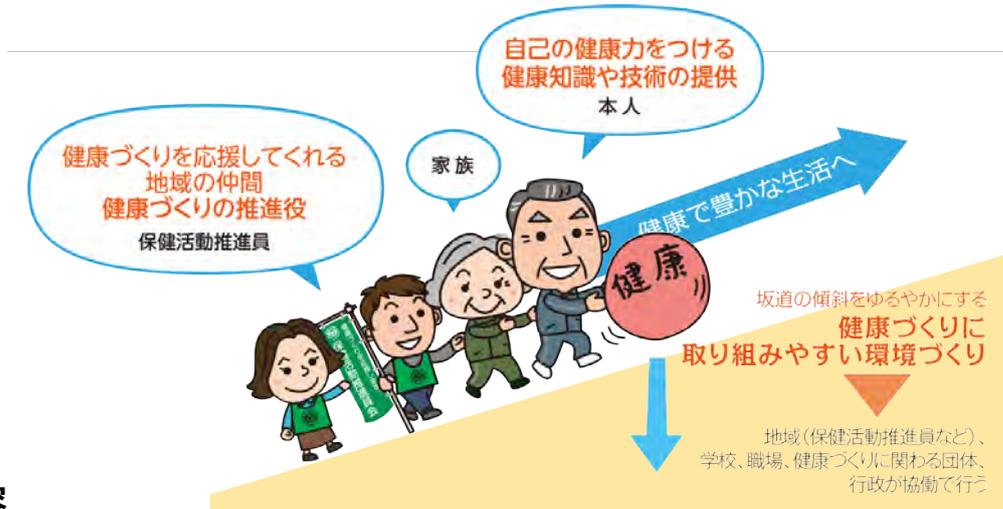
GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約 3,700 人の保健活動推進員が活躍中です。



活動内容

(1) 健康づくり活動の企画・実践

【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙や、健（検）診受診のすすめなどの啓発活動

(2) 区役所等の健康づくり事業への協力

(3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開

【活動例】介護予防体操サロンの開催、保健活動推進員によるミニデイサービスの実施、赤ちゃん教室の開催

各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。

ぜひ、ご覧ください。

〇〇区 保健活動推進員 [検索](#)

任期等

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則 78 歳未満の方



活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

ホカツ”って何？ ～ 区会長

将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの？」
「忙しくてちゃんと活動できないかも？」
「一度なるとやめられないのでは？」 「楽しい？」

などの疑問に答えるため、
長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

▶ 今回インタビューにお答えいただいたのは・・・

旭区 齊藤 由紀子 会長
(令和4年度公衆衛生事業功労者に対する
厚生労働大臣表彰受賞)

南区 中村 雅一 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

都筑区 大野 和子 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

Q. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は？

年間スケジュール ～旭区の場合～ 一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱式 (隔年)	会計 説明会	ウォーキング イベント		健康機器の 使い方研修		健康 フェア	区全体 研修会		次年度計画 打合せ		次年度 計画の 最終確認
	区永年勤続 表彰式			がん啓発 キャンペーン						活動報告書 等作成	
地区 定例会	禁煙キャン ペーン		地区 定例会	地区 定例会				地区 定例会		地区 定例会	

活動例その1 地区定例会 ～南区～

区内のコミュニティハウスや自治会館等
をお借りし、地区定例会を開催しています。
議題は、区全体会議の議題共有やイベント
(健康測定会やウォーキングなど)の開催に
向けた打合せ、イベント開催後の振り返り
などです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合わ
せて話し合いができるので、
チーム力が高まり一体感が
生まれていると思います。



活動例その2 区民まつり ～都筑区～

	午前グループ	午後グループ
9:00	タイムスケジュール・役割確認 準備・設営	
10:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	当日は午前グループと 午後グループの2チーム に分かれて活動します。
11:00		
12:00		
12:00	引継ぎ・振り返り・解散	引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認
13:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)
14:00		
15:00		
15:00		撤収作業・振り返り・解散
16:00		





Q. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員一人一人の**活動回数が偏らない**ように工夫しています。また、お仕事されている方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が**興味関心**を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等**できる範囲での活動**を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが**心軽やかに**活動できるよう心がけています。また、**あいさつ**を積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。

Q. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、**お得感**を感じています。また、区役所からその時々健康情報をいただけることで、自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「**身近な健康情報発信役**」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に恵まれ、**自分の住んでいる地域への愛着**が深まり、身近なところに**仲間**が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)

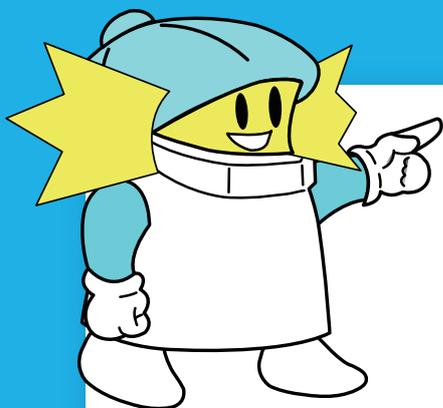


大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができることです。そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができている**自負**があります。

皆さんの役に立っているという気持ちが自分の健康にもつながっています。皆さんが元気になって、自分も元気になる!という**健康づくりの素晴らしい循環**を感じています。

「明るい選挙推進員」 とは…



横浜市選挙管理委員会キャラクター
「イコット Jr.」

横浜市・区明るい選挙推進協議会

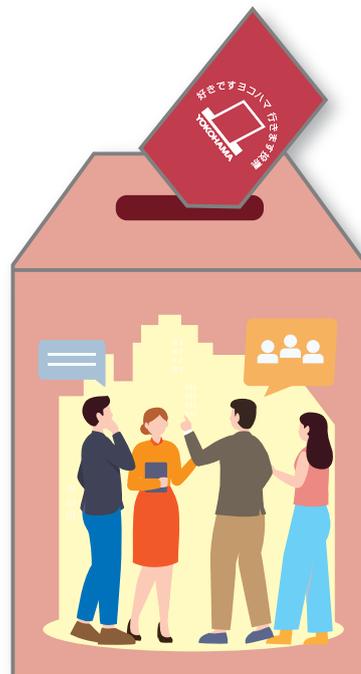
民主主義の 健全な発展を目的に



選挙違反のない
きれいな選挙を
行うこと



有権者がこぞって
投票に参加すること



有権者が普段から政治・
選挙への関心を持ち、
政党や候補者を見
る目を養うこと

をめざして活動している民間ボランティアです。

- 横浜市内では約 2,000 名以上の推進員が活動しています。



活動の様子はウラ面をご覧ください



<活動実績>

こんなことをやっています

イコット Jr. プロジェクト

民主主義を確立する仕事は、我々国民にゆだねられています。

明るい選挙推進協議会は、不正のないきれいな選挙と投票総参加をめざして活動している民間団体で、全国の都道府県・市区町村に設置されています。横浜市では市および18区に合計19の明るい選挙推進協議会が置かれています。明るい選挙推進運動を組織的に展開するようになったのは、昭和37(1962)年11月に「横浜市公明選挙推進協議会」が設立されたことに始まります。この協議会は、民間有志の賛同者10人によって設立された民間団体である選挙の公明化の実現を期し、広く市民の間に公明選挙意識年間スケジュールを醸成して、自主的な公明選挙運動を強力に展開することを目的に設立されました。

この協議会の設立後、昭和37年12月から38(1963)年2月にかけて、まず10区で「公明選挙推進協議会」が設立されました。10区の協議会が推進する公明選挙推進運動は、中央の運動が「明るく正しい選挙推進運動」(昭和40(1965)年)、「明るい選挙推進運動」(昭和49(1974)年4月)と名称を改めたのを受けて、協議会もその都度変更しています。



本文スペース

年間スケジュール

開催月	事業名	事業内容
令和4年4月	定例委員会	役員選任、令和3年度事業報告、令和3年度決算報告、令和3年度会計監査報告、令和4年度事業計画案・予算案の審議・決定。 場所：泉区役所
5月	啓発リーフレット「せんぎょフォーラム」の発行	将来の有権者である区内市立小学校の6年生を対象に、選挙について学習する機会を提供する選挙啓発リーフレットを配付。
10月	「あと3年」クイズの発行	市選管発行の社会科副教材「あと3年」を基にクイズを作成し、区内中学校及び戸塚区汲沢中学校の3年生に配付。
11月	泉区「年間スケジュールまつり」	選挙に関するパネルの展示や人気投票等を実施。 場所：和泉遊水地
12月	明るい選挙のわいわいファミリーフォーラム	選挙啓発動画及び映画「パディントン2」の上映、選挙に関するパネルの展示や投票器材を展示。 場所：泉公会堂
12月～令和5年1月	出前授業「せんぎょフォーラム」の実施	小学校6年生を対象に選挙に関する講義と模擬選挙による体験学習を併せた出前授業を実施。
1月	明るい選挙推進研修	「『選挙ばなれ社会』における参加と退出-高校生・有権者意識調査から-」をテーマに、埼玉大学名誉教授による講義を実施。 場所：泉区役所
2月	高校生向け啓発リーフレットの発行	高校生向け啓発リーフレット「高校生のためのせんぎょブック」を作製し、区内高校の2年生を対象に配付。

<いろいろな活動風景>

〇〇〇〇



写真スペース



コンサート

選挙フォーラムのようす

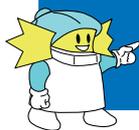
お問合せ先

〇〇〇〇区明るい選挙推進協議会

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-3335 ファクス：045-681-6479

メールアドレス：sk-info@city.yokohama.lg.jp



令和7・8年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

無料で点検と
突然訪問してきた
工事契約に！

1回だけの
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん

ある日

ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。

①

数日後

この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。

民生委員さん

②

そうだ！

来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。

③

後日談

啓発講座をやって私自身も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ♪

④

自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

- 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ヶ谷区役所** 本館地下1階・会議室
（相鉄線「星川駅」徒歩5分）
- 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室
（JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
- 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B
（市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

=当日の流れ（予定）=

時間	内容
10:00～10:15	自治会町内会DXの説明（約15分）
10:15～11:00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分）
11:00～12:00	展示・相談会（約60分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



自治会町内会 DX 応援事業
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和7年1月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

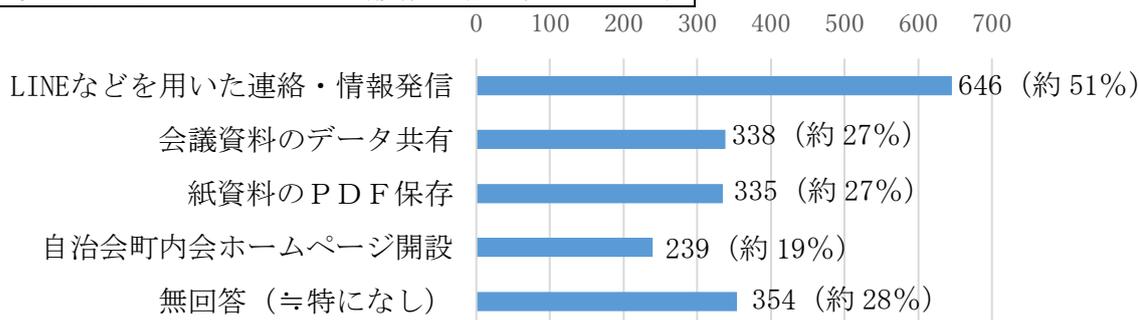
令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

○主な集計結果

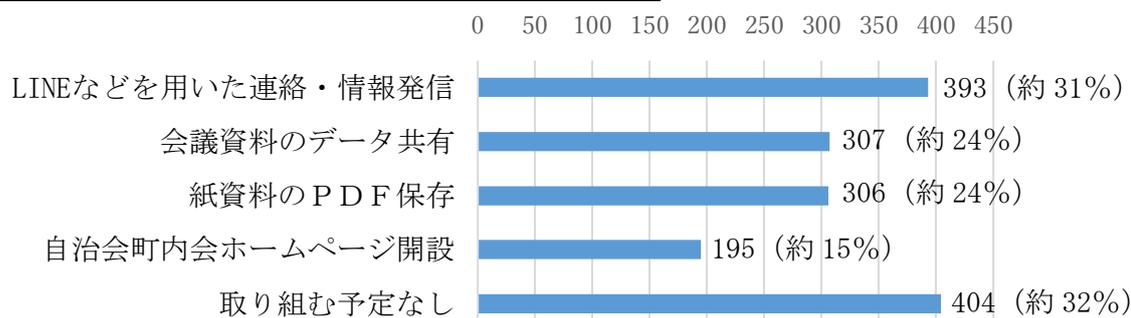
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課

松永、石栗

電話：671-2317

FAX：664-0734

自治会町内会向け

自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回
同じ内容
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の
二次元コードまたはFAXにて

切：2025年1月14日（火）

申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →

●FAX：045-664-0734



自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 (相鉄線「星川駅」徒歩5分)
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 (JR根岸線「磯子駅」徒歩5分)
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B (市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分)

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

(※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします)

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： _____

令和6年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会DXの実現に向けて」(LINEを活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布)

(2) 配信期間など

- 令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- 以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の
二次元コード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑事例発表の一部抜粋

令和6年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況【上半期】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
1	共同募金会横浜市支会	馬場 勝己	5月29日	横浜市健康福祉 総合センター	・令和5年度 事業報告及び決算 ・役員を選任について
2	横浜市交通安全対策 協議会 (交通安全部会含む)	馬場 勝己	開催なし		
3	神奈川県交通安全対策協 議会(交通安全部会・高齢者 対策部会含む)	馬場 勝己 (網代 宗四郎)	4月17日	書面開催	・令和6年「二輪車交通事故防止強化月間・ 暴走族追放強化月間神奈川県実施要綱」 (案) ・令和6年「夏の交通事故防止運動神奈川 県実施要綱」(案) 他
4	横浜マラソン組織委員会	馬場 勝己	5月31日	書面開催	組織委員会副会長の互選
			9月25日		横浜マラソン2025(仮称)の開催日決定
5	第9回アフリカ開発会議 横浜開催推進協議会	馬場 勝己 (網代 宗四郎)	5月9日	横浜ロイヤル パークホテル	・協議会について ・TICAD9に向けた横浜市の取組方針
6	横浜市明るい選挙推進協議会	吉井 肇	5月30日	市庁舎	・令和5年度横浜市明るい選挙推進協議会 事業実績報告及び決算について ・令和6年度横浜市明るい選挙推進協議会 事業計画及び予算について ・横浜市選挙管理委員会令和6年度啓発事 業方針について
7	ガーデンネックレス横浜実行 委員会	吉井 肇	開催なし		
8	社会福祉法人 横浜市社会 福祉協議会 理事会	吉井 肇 (馬場 勝己)	6月6日	横浜市健康福祉 総合センター	・令和5年度事業報告及び収入支出決算の 承認について ・評議員選任・解任委員会委員の 選任について ・評議員選任・解任委員会 の開催について 他
			6月28日		・会長の選定について ・副会長の選定について ・顧問の委嘱について
			7月22日		(横浜市社会福祉協議会会長 顕彰審査委員会) ※ 1 顕彰該当者の審査 ※理事会に紐づいた委員会、理事の中か ら委員が選出される会議です。
9	横浜市国民保護協議会	松澤 秀夫	開催なし		
10	横浜市防災会議	松澤 秀夫	開催なし		
11	社会福祉法人 横浜市社会 福祉協議会 評議員会	松澤 秀夫	6月28日	横浜市健康福祉 総合センター	・令和5年度事業報告及び収入支出決算 の承認について ・理事の選任について

令和6年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況【上半期】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
12	横浜市学校規模適正化等検討委員会	細田 利明	9月11日	横浜花咲ビル 2階205研修室	・部会からの報告2件 ・学校規模適正化等について
13	公益財団法人 横浜市緑の協会	細田 利明	6月26日	協会本部事務所	・代表理事及び業務執行理事の選定 ・常勤役員報酬の年俸の額の決定
14	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会	細田 利明	8月9日	市庁舎会議室 及びオンライン	・令和5年度の実績について ・令和6年度 取組の方向性について ・個別事案について
15	横浜市民生委員推薦会	菊池 賢児	5月29日	市庁舎	・民生委員・児童委員候補者の推薦について ・主任児童委員候補者の推薦について
16	横浜みどりアップ計画市民 推進会議	菊池 賢児	開催なし		
17	横浜市都市計画審議会	古屋 文雄	6月28日	市会議事堂会議室	・審議案件：建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設の設置 他 ・報告事項：横浜市歴史的風致維持向上計画の策定について 他
18	横浜市シルバー人材 センター評議員	古屋 文雄 (吉井 肇)	5月7日	書面開催	・補欠理事の選任について
19	公益財団法人 横浜市総合 保健医療財団	関 治美	6月20日	横浜市健康福祉 総合センター	・令和5年度計算書類等の承認について ・任期満了に伴う理事の選任について 他
			8月21日	書面開催	・理事1名の選任について ・評議員2名の選任について
20	よこはまふれあい助成金 運営委員会	関 治美	開催なし		
21	横浜市介護保険運営 協議会	吉野 富雄	6月20日	市庁舎	・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の開始について ・「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の振り返りについて
			9月26日	市庁舎	・横浜市介護保険運営協議会の会長及び会長職務代理者の選任等について
22	横浜市環境創造審議会	吉野 富雄	開催なし		
23	横浜市廃棄物減量化・資源 化等推進審議会	林 重克	10月21日	市庁舎	・プラスチック分別拡大にかかる取組状況及び2030年度の温室効果ガス排出量50%削減に向けた廃棄物部門の取組について ・事業系食品ロス削減の取組について

令和6年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況【上半期】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
24	横浜市社会福祉審議会	木村 赳	6月7日	市庁舎	・専門分科会長の選出 ・民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査
25	横浜市屋外広告物審議会	平野 周二	8月27日	市庁舎	横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づ
26	公益財団法人 横浜市資源循環公社 理事会	宮野 昌夫	6月26日	書面開催	第57回理事会 ・決議事項①「理事長(代表理事)選定」の件 ・決議事項②「事務局長選任」の件
			7月19日	本社事務所会議室	第58回理事会 ・報告事項①「鶴見資源化センターにおける転落事故」の件
27	公益財団法人 横浜市建築保全公社評議員会	須田 幸雄	6月27日	建築保全公社会議室	(決議事項) 令和5年度財務諸表等 他 (報告事項) 令和5年度事業報告 他 ※当該会議の時点では市連会推薦委員は選任されていません。
28	横浜市広報企画審議会	増田 一行	8月27日	市会議事堂会議室	令和6年度事業概要 『広報よこはま』事業
29	横浜市自転車等施策検討協議会	久保田 実	開催なし		
30	横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	岐部 文明	開催なし		
31	横浜市特別職職員議員報酬等審議会	高岩 敏和	開催なし		
32	横浜環境活動賞審査委員会	金子 久夫 (堀 功生)	5月16日	市庁舎	第31回横浜環境活動賞受賞候補者の募集及び審査方法について

横浜市スポーツ推進委員大会のご案内について

1 趣旨

生涯スポーツ振興の推進者として活躍している横浜市スポーツ推進委員の多くが一堂に会し、式典や講演を通じて資質の向上を図り、併せてスポーツ推進委員相互の交流と情報交換等を行うことを目的として「横浜市スポーツ推進委員大会」を開催します。

つきましては、横浜市町内会連合会会長様の御登壇・祝辞及び各区連合町内会会長様の御観覧を賜りたく、御出席を依頼するものです。

2 依頼する事項

(1) 横浜市町内会連合会会長の御登壇及び祝辞

横浜市町内会連合会会長には、ステージ上に御登壇いただくとともに、祝辞を賜りたくお願い申し上げます。

(2) 各区連合町内会長の御観覧

各区連合町内会長には、本会の御案内を送付いたします。ステージ前に来賓用観覧席を御用意させていただきます。

※出欠席については、後日、各区地域振興課あてに案内状と回答ハガキをお送りさせていただきますので、そちらに御記入のうえ、御返信いただきますよう、お願いいたします。

3 式典日時

令和7年1月19日（日）15時00分から16時00分まで（予定）

※開始時間の15分前までに、来賓受付にお越しくください。

※式典に先立ちまして、13時45分より講演を行っております。講演から御観覧いただくことも可能です。

4 会場

横浜市市民文化会館 横浜関内ホール（横浜市中区住吉町4-42-1）

〔交通〕 JR 関内駅北口より徒歩6分

市営地下鉄関内駅9番出口より徒歩3分

5 令和6年度 横浜市スポーツ推進委員大会要項（案）

別添のとおり

令和6年度 横浜市スポーツ推進委員大会要項（案）

生涯スポーツ振興の推進者として活躍している横浜市スポーツ推進委員が一堂に会し、式典や講演を通じて資質の向上を図り、併せてスポーツ推進委員相互の交流と情報交換を行い、本市の生涯スポーツの振興、発展に寄与することを目的とします。

1 主 催
横浜市

2 主 管
横浜市スポーツ推進委員連絡協議会

3 日 時
令和7年1月19日（日） 13時45分から16時00分まで

4 場 所
横浜市市民文化会館 関内ホール（横浜市中区住吉町4-42-1）
[交通] JR関内駅北口より徒歩6分
市営地下鉄関内駅9番出口より徒歩3分

5 内 容

(1) 講 演：『調整中』

講演者 アレックス・ラミレス 氏（調整中）

（元DeNAベイスターズ監督／一般社団法人VAMOS TOGETHER代表理事）

(2) 式 典：横浜市スポーツ推進委員永年勤続表彰

6 スケジュール

(1) 受 付 13時00分から13時45分まで

(2) 開 式 13時45分

(3) 講 演 13時45分から14時45分まで

(4) 休 憩 14時45分から15時00分まで

(5) 式 典 15時00分から16時00分まで

市歌斉唱

感謝状贈呈 永年勤続者(10・15・20・25年)：横浜市長（予定）

永年勤続者(35・40年)：横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長

退任者(30年以上・区退任会長)：横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長

あいさつ 横浜市長（予定）

横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長

祝辞 横浜市会議長（予定）

横浜市町内会連合会会長（予定）

(6) 閉 式 16時00分

◆ 関内ホール付近地図

JR 関内駅 北口 徒歩 6 分

市営地下鉄関内駅 9 番出口 徒歩 3 分

MM線馬車道駅 5 番出口 徒歩 5 分

